

# 意見書

平成25年2月27日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

意見提出者 KDDI株式会社

検証結果案	意見
はじめに	<p>ブロードバンド普及を推進やICT利活用の促進するにあたっては、規制緩和を行うことで、事業者の創意工夫・競争促進につなげることが重要と考えます。ただし、公正競争ルールの検証においては、通信レイヤーにおけるドミナント規制の緩和が必ずしも必要になるわけではない点に留意が必要です。</p> <p>NTTグループは、歴史的経緯から、公社時代に全国47都道府県各地域に配備された営業基盤、ほぼ全世界帯を網羅した顧客基盤を継承・維持し、国民負担で全国に整備されたインフラを独占的に所有しています。</p> <p>また、NTTグループは契約数シェアで明らかなどおり、今でも圧倒的な支配力を保持しています。</p> <p>NTTは国の出資を受けた特殊会社であり、依然としてNTT東・西、NTTドコモともに契約数シェアが高く、強いブランド力も維持しています。</p> <p>このため、これまで有効に機能してきた禁止行為規制や機能分離といった公正競争ルールは引き続き必要であり、競争促進を通じてお客様の利便向上を図ることが重要です。</p> <p>加えて、NTT再編の趣旨を踏まえると、公正競争ルールの更なる整備・徹底を図り、禁止行為事業者によるドミナント規制の潜脱防止を強化することが必要です。</p> <p>ただし、モバイル市場については、競争が機能していることを踏まえ、原則として規制は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、以上を踏まえ、公正競争レビュー制度に基づく検証を実施していただきたいと考えます。</p>
<p>1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証</p> <p>(1) ブロードバンド普及状況に関する検証</p>	<p>ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証</p> <p>■ (イ) 基盤利用率</p> <p>固定系通信市場と移動系通信市場では、歴史的背景、競争状況や技術特性等が異なります。歴史的背景をみると、固定系通信市場において、公社時代からの営業基盤・顧客基盤・インフラを保有するNTT東・西は大きな市場支配力を持っていますが、移動系通信市場においては、各社が設備競争を通じて自らインフラ構築を行ってきました。競争状況をみると、移動系通信と異なり、固定系通信は、平成24年9月末でのFTTHサービスにおけるNTT東・西のシェアは73.4%*もあり世界的に見てもドミナント事業者のシェアが高くなっています。さらに、技術特性をみると、移動系通信では電波の有限性により帯域幅の拡大に限界があること等から移動系通信サービスが固定系通信サービスを代替できていない現状があり、これが最も大きな市場の差異になっています。</p> <p>については、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」と同様に、移動系と固定系のデータ通信市場をそれぞれ別々の市場として市場画定・検証することが適当と考えます。</p> <p>* 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第2四半期(9月末))(平成24年12月19日公表)による</p> <p>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</p> <p>■ (ウ) 市場シェア / (エ) 市場集中度</p> <p>前述のとおり、固定系ブロードバンドの代表的サービス(平成24年9月末で、固定系ブロードバンドサービスの65.9%を占める)であるFTTHサービ</p>

検証結果案		意見
		<p>スにおける平成24年9月末のNTT東・西のシェアは73.4%で、依然として高止まりしています。NTT東・西以外で最もシェアの高い事業者でも10%で推移しています。</p> <p>NTT東・西のシェアが独占的であるFTTHサービスの契約数が増加し、ADSLサービスの契約数が減少していることを勘案すると、固定系ブロードバンド市場において、NTT東・西は引き続き圧倒的な市場支配力を保有しており、FTTH・ADSL・CATVインターネットのサービス全体でのNTT東・西の市場シェア・市場集中度もむしろ高まっていることに留意した検証が必要と考えます。</p>
	(2) 関係主体の取組に関する検証	—
2 NTT東・西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p><b>ア 指定要件に関する検証</b></p> <p>■ネガティブリスト方式の維持／端末伝送路設備の種類を区別する指定することの維持</p> <p>現行の指定方式は「一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当」であると考えます。</p> <p>また、「考え方を変更すべき特段の事情は依然認められない」とする総務省の考え方は適切であり、現行方式を維持する考え方に賛同します。</p> <p><b>イ 指定の対象に対する検証</b></p> <p>■加入者光ファイバ</p> <p>「状況は現時点においても変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当」との総務省の考え方に賛同します。</p> <p>NTT東・西は、公社時代からの線路敷設基盤を利用して光ファイバを敷設し、全加入者回線の9割以上の回線を保有しています。</p> <p>当社は、設備競争によりFTTH市場を活性化させるべく努力してきましたが、公社時代からの優位性や強固な財務基盤のない競争事業者にとって、全国あまねく敷設することは事実上困難です。NTT東・西の光ファイバを利用することができなくなれば、独占回帰することは明らかであり、ひいてはお客様への利便性を損ねることになります。</p> <p>公正競争によりFTTH市場を活性化させるためには、NTT東・西の光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが必要です。</p> <p><b>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</b></p> <p>■NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル対象から除外すべき</p> <p>NGNをはじめとするIP通信網は、一種指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断するべきではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備はいつでも競争事業者が使用できる状況にしておかなければ、競争を担保できなくなるおそれがあります。ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきであり、現行のアンバンドルの対象を維持する総務省の考え方に賛同します。</p>

検証結果案	意見
	<p><b>■ コロケーションについて改善すべき</b></p> <p>今回の情報開示告示の一部改正は、NTT東・西の加入光ファイバを利用して新たにFTTH市場に参入しようとする事業者やエリアを拡大しようとする事業者にとっては、提供エリアの展開を検討する際に、各収容局における光配線区画の概況を、事前に、従来より詳しく把握できるという点で、ある程度有効であると考えます。</p> <p>シェアドアクセスを使って光ファイバのサービスを展開するにあたって、展開するエリアにおけるNTT東・西の設備状況や今後の増設計画等がどのようになっているか、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で同じ内容・タイミングで情報が開示されていることが公正競争上当然必要と考えます。そのため、NTT東・西の増設計画等の設備構築等に関する情報についても開示すべきと考えます。</p> <p><b>エ その他</b></p> <p><b>■ 光配線区画の適正化</b></p> <p>NTT東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。</p> <p>しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。また、光配線区画に係る適切な運用の実施が収容数向上の大前提になりますが、NTT西日本においては、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や、事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例が数多く発生し、光ファイバの公正競争が阻害される状況となっています。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、以下のとおり、速やかに光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要であり、あわせて、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要と考えます。</p>
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	-
(3) 禁止行為に関する検証	<p>ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証</p> <p><b>■ K D D I 及びソフトバンクモバイルを禁止行為規制の対象に追加すべき</b></p> <p><b>■ 非対称規制となっている禁止行為規制は撤廃すべき</b></p>

検証結果案	意見
	<p>「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」に示された総務省の考え方は適切です。</p> <p><b>イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証</b></p> <p>■ 禁止行為規制の対象にNTT東・西の県域等子会社を追加する等の措置を講ずべき</p> <p>現行の禁止行為規制の下では、第三者を経由した排他的連携や、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的連携がなされるおそれがあります(例:NTTファイナンス、県域等子会社のドコモ携帯販売等)。</p> <p>現行の規制の趣旨が生かされるよう、潜脱の恐れを回避するための措置を取るべきです。例えば、今後、潜脱的なグループ連携と思われる情報を得た場合等は、サービス開始前に必要な措置を取るべきと考えます。</p> <p>■ NTT東・西の116窓口における不適切な営業行為の継続に対して、従前の措置内容の適正性及び妥当性について再検証すべき</p> <p>NTT東・西の116窓口でフレッツ光等の営業行為が行われていたとしても、他事業者がそれらの証拠を提出することは事実上困難です。現行の検証スキームでは、証拠がなければ、違反と認められないのが現状です。</p> <p>また、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう措置が講じられているか否か等については、NTT東・西の報告を基に判断されています。</p> <p>しかし、NTT東・西の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証(総務省による立ち入り調査、委員会での調査審議等)がなされるべきと考えます。その上で、違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p> <p>■ ブロードバンドの利活用促進及び利用者利便の向上を図るために、現行の規制のうち時代にそぐわない規制は撤廃又は廃止すべき</p> <p>国際競争力維持・ICT利活用促進の観点から、規制が緩和され、事業者の創意工夫・競争促進につながることは歓迎します。</p> <p>ただし、そのために通信レイヤーにおける現行のドミナント規制の緩和が必要ということにはなりません。ICT利活用上位国のスウェーデンや韓国*でもドミナント事業者に対する非対称規制が整備・運用されており、競争促進を通じたユーザー利便向上のためには公正競争の確保が今後も重要であると考えます。</p> <p>* 世界経済フォーラム(WEF)のICT利活用ランキング(2012年)では、1位:スウェーデン、2位:韓国、3位:デンマーク、4位:フィンランド、5位:シンガポールの順位となっている。</p>

検証結果案	意見
	<p>■ N T Tファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべき</p> <p>今般のNTTファイナンスの事例などのように、現状の禁止行為規制の下では、第三者を経由した排他的連携や、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的連携がなされるおそれがあります。</p> <p>現行の規制の趣旨が生かされるよう、潜脱の恐れを回避するための措置を取るべきです。例えば、今後、潜脱的なグループ連携と思われる情報を得た場合等は、サービス開始前に必要な措置を取るべきと考えます。</p> <p>行政指導により要請された措置が適切に講じられているかを判断するため、NTTグループ各社は毎年度総務省に報告することになっていますが、各社の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないと考えます。各社の報告に加えて、必ず、総務省による立ち入り調査、委員会での調査審議等を実施するなど、総務省によるこれまで以上の厳格な検証がなされるべきと考えます。</p> <p>違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p> <p>ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■ 公正競争環境を確保するために、N T Tドコモ及びN T TファイナンスをN T T東・西の特定関係事業者追加すべき、また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うべき</p> <p>県域等子会社のドコモショップ、量販店・代理店、NTTファイナンス、日本電信電話ユーザ協会等、NTTグループ会社、資本関係のない第三者を介して、共同営業やセット割引などが行われる恐れが高いと考えます。</p> <p>例えば、日本電信電話ユーザ協会については、以下のような実態になっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部を中心に47各都道府県に各支部を設置。さらに各支部の下に地区協会(例えば、東京都では、東京支部の下に11の地区協会、静岡県では、静岡支部の下に8の地区協会が設置されている)がある。</li> <li>・本部の理事長・監事に現役NTTグループ顧問が就任し、評議員には現役NTT東・西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモの法人営業部門の役員等が就任。各支部の役員には現役のNTT東・西各支店長、県域等子会社の営業部長などが就任している。</li> <li>・全国都道府県に組織される支部の事務局等は、NTT東・西か県域等子会社に設置されているケースが多い。</li> <li>・三者(日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社)が一体となって、会員(日本全国の地場の有力企業)に対して、NTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられる。</li> <li>・主な会員特典として、NTTドコモの携帯電話料金割引、電話帳/iタウンページの広告料割引等があるほか、定期的にイベント・講演会が開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTグループ各社の受注に繋がっている可能性もある。</li> </ul>

検証結果案	意見
	<p>同協会はまさに公社時代から継承した営業基盤そのものです。同協会を基盤とした営業行為は、NTT分離分割の趣旨に反するものであり、公正競争上問題であると考えます。</p> <p>特に、同協会は、昨年10月に「公益財団法人」として認定され、税制上の優遇措置も受けています。同協会を介した営業行為は、不当な競争を引き起こすだけでなく、公益財団法人としてもその行為の妥当性を問われるところです。</p> <p>NTTは特殊会社であり、高いシェア・強いブランド力を維持しており、禁止行為規制は引き続き必要です。脱法的な禁止行為規制回避がなされないよう、NTTグループ各社に法の趣旨を遵守・徹底させるような手当を行うべきと考えます。</p>
<p>(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証</p>	<p>■ 禁止行為規定遵守措置等報告書に関して情報開示が不十分、また、当該報告書に認められる課題について、総務省は、厳格な調査・検証及びそれに基づく是正措置を講ずるべき</p>
<p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証</p>	<p>NTT東・西の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないと考えます。総務省によるこれまで以上の厳格な検証を行い、内部の実態を正確に把握すべきと考えます。</p> <p>違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p> <p>■ 監督対象子会社からの再委託先等についても監督対象に追加すべき</p> <p>再委託の有無は報告されていますが、再委託の内容や監督状況まで報告されていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証(総務省による立ち入り調査権限の付与、委員会での調査審議等)、内部の実態を厳格に検証すべきと考えます。</p> <p>■ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべき</p> <p>機能分離は一定の成果が認められ有効であると考えます。ただし、コロケーションや光配線区画等における課題も多く残っているのが現状です。</p> <p>それらについては事業者間で引き続き解決に向けて取り組んでいます。総務省においても引き続き厳格な検証を行うよう要望します。</p>
<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>■ N T T 東・西による販売代理店等の管理監督の徹底が必要</p> <p>販売代理店等において、加入者情報や接続情報の流用が行われていたとしても、他事業者が違反事実についての客観的な証拠を提出することは事実上困難です。</p> <p>また、検証結果案では、NTT東・西の報告を基に、「一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない」と判断されています。</p> <p>しかし、NTT東・西の報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証(総務省による立ち入り調査権限の付与、委員会での調査審議等)がなされるべきと考えます。</p> <p>違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じること</p>

検証結果案	意見
	<p>が必要です。</p> <p>■活用業務制度</p> <p>そもそもNTT東・西については、NTT再編の趣旨を踏まえた厳格なドミナント規制が必要です。独占時代から継承しているNTT東・西の営業基盤・顧客基盤の存在及び機能分離に残されている公正競争上の根本的問題が解決されない限り、公正競争ルールをないがしろにする活用業務制度は直ちに廃止すべきと考えます。</p> <p>■NTT東・西及びNTTコミュニケーションズの共同営業行為</p> <p>現状の法律では、総務省が立ち入り検査などを行うなど厳格に検証する仕組みがないため、量販店等を通じたNTT東・西とNTTコミュニケーションズのセット販売など、第三者を介した排他的な一体営業は、公正競争が担保されないまま野放しになりかねません。</p> <p>これまでの検証では、排他的な共同営業を行わない等の措置や、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修実施等の措置が講じられているかについては、NTTグループ各社の報告をベースに判断されています。</p> <p>しかし、これらの報告をベースにしている限りは、十分な透明性・外部検証性が確保できていないため、総務省によるこれまで以上の厳格な検証（総務省による立ち入り調査の権限を付与、委員会での調査審議等）がなされるべきと考えます。その上で、違反が認められる場合は、総務省において直ちに是正措置を講じることが必要です。</p>
(7) その他	<p>■ベストエフォート回線を用いた0AB-JIP電話サービス</p> <p>ベストエフォート回線を用いた0AB-JIP電話は、これまで品質確保等のために投資を行ってきた既存電気通信事業者の投資意欲を減退させる可能性があり、結果的に、設備競争によるユーザー利便性向上を阻害する恐れがあります。</p> <p>商用サービスの開始に当たっては、平成24年9月27日付け情報通信審議会答申「IPネットワーク設備委員会報告－IP移動電話端末の技術的条件等－」に記載された品質確保のための措置が間違いなく実現できることを事前にしっかりと検証し、かつ結果の情報開示がなされるべきと考えます。</p>